

ID: 282

担当部署: 上下水道局

処分の概要	徴収猶予の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例施行規則 第15条第1項		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規則第4号		
【根拠条文】 (徴収猶予の取消し) 第15条 市長は、前条の規定により徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるときは、その猶予を取り消し、負担金及び分担金を一時に徴収することができる。 2 市長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該受益者に下水道事業受益者負担金及び分担金徴収猶予取消通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日